

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第三章の二 環境上の緊急事態等への対応に係る措置（第二十条の二―第二十条の十一）</p> <p>第四章 監督（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第五章 雑則（第二十四条―第三十条）</p> <p>第六章 罰則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際的に協力して南極地域の環境（これに依存し及び関連する生態系並びにこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む。以下単に「南極地域の環境」という。）の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置、環境上の緊急事態等への対応に係る措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書（同議定書の附属書Iから附属書VIまでを含む。以下「議定書」という。）の確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章 監督（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第五章 雑則（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際的に協力して南極地域の環境（これに依存し及び関連する生態系並びにこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む。以下単に「南極地域の環境」という。）の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書（同議定書の附属書Iから附属書Vまでを含む。以下「議定書」という。）の確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p>

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 特定活動 南極地域の海域において次に掲げる南極地域活動(次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となつて行われるものを除く。)をいう。

イ (略)

ロ 単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機の航行又は飛行(南極特別保護地区への立入りを除く。)及びこれらに付随する環境省令で定める行為(削る)

七 環境上の緊急事態 議定書附属書VI第二条(b)に規定する環境上の緊急事態をいう。

八 緊急時計画 南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件(以下単に「事件」という。)が発生した場合において、当該事件に対応するための計画をいう。

九 十五 (略)

十六 対応措置 議定書附属書VI第二条(f)前段に規定する対応措置であつて、環境省令で定めるものをいう。

第四条 (略)

第二章 南極地域活動計画の確認

(確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限)

第五条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件のいづれにも該当する旨の環境大臣の確認(次項を除き、以下単に「確認」という。)を受けた南極地域活動計画に含まれる

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 特定活動 南極地域の海域において次に掲げる南極地域活動(次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となつて行われるものを除く。)をいう。

イ (略)

ロ 船舶の航行又は航空機の飛行(南極特別保護地区への立入りを除く。)及びこれらに付随する環境省令で定める行為

ハ 科学的調査であつてその結果を公表することとされているもの(イに掲げるものを除く。)

(新設)

(新設)

七 十三 (略)

(新設)

第四条 (略)

第二章 南極地域活動計画の確認

(確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限)

第五条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件に該当する旨の環境大臣の確認(次項を除き、以下単に「確認」という。)を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活

南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし、特定活動については、この限りでない。

2・3 (略)

(南極地域活動計画の確認の申請)

第六条 南極地域活動計画の確認についての申請（以下この条から第十条までにおいて単に「申請」という。）は、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が次に掲げる事項（当該南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である場合にあつては、第九号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書（以下単に「申請書」という。）を環境大臣に提出して行わなければならない。

一～六 (略)

七 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為（次条第一項第一号からハまでに掲げる要件に関連するものに限る。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名が確定している場合にあつては、当該氏名

八 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による環境上の緊急事態の防止措置（環境上の緊急事態の危険及びこれが南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響を削減するための措置をいう。以下同じ。）に関する事項

九 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における第二十条の四第四項後段若しくは第二十条の五第二項に規定する負担金、第二十条の六に規定する償還又は第二十条の八第一項に規定する納付金（第十二条第二項及び第二十条の十において「負担金等」という。）のための資金の調達手段に関する事項

2

南極地域活動を主宰しようとする者は、次に掲げる事項を記載した緊急時計画を作成し、申請書と併せて提出しなければならない。

一 当該南極地域活動において発生が想定される事件に関する事

動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし、特定活動については、この限りでない。

2・3 (略)

(南極地域活動計画の確認の申請)

第六条 南極地域活動計画の確認についての申請（以下この条から第十条までにおいて単に「申請」という。）は、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が次に掲げる事項を記載した申請書（以下単に「申請書」という。）を環境大臣に提出して行わなければならない。

一～六 (略)

七 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為（次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件に関連するものに限る。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名が確定している場合にあつては、当該氏名

(新設)

(新設)

(新設)

項

- 二 事件の性質についての評価を実施する手続に関する事項
- 三 第二十条の三第一項の規定による通報の手続に関する事項
- 四 事件に対応するための要員の配置及び資機材の整備に関する事項
- 五 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置

に関する事項

- 六 事件の対応に関する能力の向上に資する研修に関する事項
- 七 事件の対応に関する記録の作成及び保存に関する事項

- 八 その他環境省令で定める事項

3・4 (略)

- 5 申請書及び緊急時計画の様式、記載要領その他の必要な事項は、環境省令で定める。

(南極地域活動計画の確認の基準)

第七条 環境大臣は、申請について、次の各号(当該申請に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である場合にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い当該申請に係る南極地域活動計画の確認をするものとする。

- 一 当該南極地域活動計画に含まれる全ての南極地域活動が次の

イからホまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

- イ 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十条の規定に違反するものがないこと。

ロ 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第十四

条第二項各号に該当する場合には、当該行為の目的が環境省令で定める当該行為の区分ごとに環境省令で定めるもの(科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。)であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合

- 4 2・3 (略)
- 申請書の様式、記載要領その他の必要な事項は、環境省令で定める。

(南極地域活動計画の確認の基準)

第七条 環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

- 一 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十条の規定に違反するものがないこと。

二 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第十四条第二項各号に該当する場合には、当該行為の目的が環境省令で定める当該行為の区分ごとに環境省令で定めるもの(科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。)であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合すること。

三 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書V第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指

すること。

ハ 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書V第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること（当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあつては、科学的調査のため欠くことができないものであること。）。

二 当該南極地域活動が次項の規定に適合すること。

ホ ロからニまでに規定する南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあつては、ロからニまでのいづれにも適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

二 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により生ずるおそれがある環境上の緊急事態の防止措置が、議定書附属書VI第二条(e)に規定する客観的基準として同条(i)から(iii)までに掲げる要素を勘案して環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における前条第一項第九号に規定する資金の調達手段が、当該資金の確保のために適当なものであると認められること。

四 緊急時計画が適正に作成されていること。

2 (略)

(南極地域活動計画の確認)

第八条 環境大臣は、申請書が提出された場合において、当該申請書に係る南極地域活動計画が前条第一項第一号から第三号までのいづれにも該当するかどうかの審査を適正に行うため必要があると認めるときは、申請者に対し、相当な期限を付して、書面をもつて、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。こ

定されていない南極特別保護地区にあつては、科学的調査のため欠くことができないものであること。）。

四 次項の規定に適合すること。

五 前三号に掲げる南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあつては、これらの号に規定するところに適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

2 (略)

(南極地域活動計画の確認)

第八条 環境大臣は、申請書が提出された場合において、当該申請書に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に該当するかどうかの審査を適正に行うため必要があると認めるときは、申請者に対し、相当な期限を付して、書面をもつて、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

の場合において、当該書面には、当該措置をとるべき理由を付さなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 第六条第四項に規定する図書を提出すること。
- 三 第六条第四項に規定する図書の記載事項の修正又は補充を行うこと。

2 (略)

3 環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画が次の各号に掲げるものに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 その申請の内容が前条第一項各号のいずれにも該当する南極地域活動計画 当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

二 それに含まれる全ての南極地域活動が前条第一項第一号イからニまでに該当し、かつ、それに含まれる南極地域活動の全部又は一部が同号ホに掲げる要件に該当しないおそれがあることから締約国の政府並びに日本国内及び日本国外の一般の意見を求める必要がある南極地域活動計画 次条の規定による措置をとる旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

三 (略)

4 5 7 (略)

(南極地域活動計画の縦覧等)

第九条 環境大臣は、前条第三項第二号に定める措置をとった日から起算して二週間以内に、申請に係る南極地域活動計画について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公告し、及び当該公告の日から起算して三十日間、当該南極地域活動計画に係る申請書(第六条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係る部分を除く。)及び第六条第四項に規定する図書を縦覧に供し、並びに当該南極地域活動計画についての意見を求めるため

きる。この場合において、当該書面には、当該措置をとるべき理由を付さなければならない。

- 一 (略)
- 二 第六条第三項に規定する図書を提出すること。
- 三 第六条第三項に規定する図書の記載事項の修正又は補充を行うこと。

2 (略)

3 環境大臣は、申請書が提出された場合において、申請に係る南極地域活動計画が次の各号に掲げるものに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画 当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

二 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項第一号から第四号までに該当し、かつ、それに含まれる南極地域活動の全部又は一部が同項第五号に掲げる要件に該当しないおそれがあることから締約国の政府並びに日本国内及び日本国外の一般の意見を求める必要がある南極地域活動計画 次条の規定による措置をとる旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

三 (略)

4 5 7 (略)

(南極地域活動計画の縦覧等)

第九条 環境大臣は、前条第三項第二号に定める措置をとった日から起算して二週間以内に、申請に係る南極地域活動計画について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公告し、及び当該公告の日から起算して三十日間、当該南極地域活動計画に係る申請書及び第六条第三項に規定する図書を縦覧に供し、並びに当該南極地域活動計画についての意見を求めるため議定書附属書 I 第三条 2 に規定する事項を記載した包括的な環境評価

議定書附属書I第三条2に規定する事項を記載した包括的な環境評価書を作成して締約国の政府及び議定書第十一条の環境保護委員会に送付する手続をとらなければならない。

2～4 (略)

5 環境大臣は、第三項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画（同項の規定による命令をしない場合にあつては、第一項の規定による公告に係る南極地域活動計画）が第七条第一項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもつて申請者に通知しなければならない。

6 (略)

第十条・第十一条 (略)

(主宰者の責務)

第十二条 (略)

2 国の機関以外の主宰者は、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、当該負担金等の額として議定書附属書VI第九条1に規定する最高限度額までの額を負担することを担保するため、保険契約の締結その他の負担金等の負担を確実に行うための措置を講じなければならない。

第三章の二 環境上の緊急事態等への対応に係る措置

(南極地域活動を実施する際の防止措置の実施)

第二十条の二 主宰者は、その行う南極地域活動を実施するに当たっては、環境上の緊急事態を防止するため、当該南極地域活動に係る確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとらなければならない。

(南極地域活動により事件が発生した場合の措置)

書を作成して締約国の政府及び議定書第十一条の環境保護委員会に送付する手続をとらなければならない。

2～4 (略)

5 環境大臣は、第三項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画（同項の規定による命令をしない場合にあつては、第一項の規定による公告に係る南極地域活動計画）が第七条第一項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもつて申請者に通知しなければならない。

6 (略)

第十条・第十一条 (略)

(主宰者の責務)

第十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十条の三 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動により事件が発生した場合には、

環境省令で定めるところにより、当該事件が発生した日時及び場所、当該事件の状況、第三項の規定によりとった措置その他の事項を直ちに環境大臣に通報しなければならない。

2 主宰者は、環境大臣から、事件による南極地域の環境への悪影響を削減するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。

3 主宰者は、事件が発生したときは、直ちに、確認を受けた南極地域活動計画に係る緊急時計画に従い、当該事件に対応するための措置をとらなければならない。

4 環境大臣は、前項の措置をとるべき主宰者が当該措置をとっていないと認めるときは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

5 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を当該命令をされた主宰者に負担させることができる。

(環境上の緊急事態の公示及び対応措置の実施)

第二十条の四 環境大臣は、前条第一項の規定による通報を受けた場合その他確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による事件の発生に関する情報を得た場合において、事件の発生の状況その他の事情を考慮して環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、環境省令で定めるところにより、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をするとともに、当該公示の内容を第三号に規定する主宰者に通知するものとする。

一 当該環境上の緊急事態の概要  
二 対応措置としてとるべき具体的な措置及びその実施すべき区

(新設)

(新設)

域

三 対応措置をとるべき主宰者

四 前三号に掲げるもののほか、当該環境上の緊急事態に関し周知すべき事項

2 前項の公示があつた場合には、同項の規定による通知を受けた主宰者は、当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置を迅速かつ効果的に実施しなければならない。

3 環境大臣は、第一項の規定による通知を受けた主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとつていないと認めるときは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

4 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を負担金として当該命令をされた主宰者に負担させるものとする。

(関係行政機関の長に対する要請による対応措置の実施)

第二十条の五 環境大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとらず、又は当該主宰者がとる措置のみによつては南極地域の環境への悪影響を削減することが困難であり、かつ、特に必要があるとき、関係行政機関の長に対し、当該環境上の緊急事態において対応措置としてとるべき具体的な措置をとることを要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定により環境大臣が要請した対応措置としての措置をとったときは、当該措置の実施に要した費用の全部又は一部を負担金として同項の主宰者に負担させるものとする。

(新設)

(締約国の政府による対応措置に係る費用償還請求権)

第二十条の六 締約国の政府は、第二十条の四第一項の公示があつた場合において、同項の規定による通知を受けた主宰者であつた国の機関以外の者であるものが当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置(以下この条及び次条において単に「措置」という。)を迅速かつ効果的に実施せず、締約国の政府が当該主宰者に代わつて当該措置をとつたときは、当該主宰者に対し、当該措置の実施に要した費用の償還を請求することができる。

第二十条の七 前条の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 一 措置をとつた締約国の政府が当該措置を開始した時又は当該締約国の政府が前条に規定する主宰者を知つた時若しくは相当な注意をもつて知ることが出来る時のいずれか遅い時から三年間行使しないとき。
- 二 当該締約国の政府が措置を開始した時から十五年間行使しないとき。

(基金への拠出金の拠出)

第二十条の八 環境大臣は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であつて国の機関以外の者であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかつたときは、とられるべきであつた対応措置としての措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額を議定書附属書VI第十二条1に規定する基金(第三項及び次条において単に「基金」という。)への拠出金として拠出するため、当該主宰者に対し、当該環境大臣が定める金額を納付金として国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた主宰者は、同項に規定する納付

(新設)

(新設)

(新設)

金を国庫に納付しなければならない。

3 政府は、前項の規定による納付金の納付があつたときは、基金に対し、当該納付金の額に相当する金額の拠出金を拠出するものとする。

第二十条の九 政府は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であつて国の機関であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかつた場合において、議定書第一条(c)に規定する南極条約協議国会議においてとられるべきであつた対応措置としての措置の実施に要すると見込まれる費用として支払うべきものについて決定があつたときは、当該決定により承認された額を基金に対し拠出するものとする。

(国の機関以外の者である主宰者が負担する費用の限度額)

第二十条の十 国の機関以外の者である主宰者がその行う南極地域活動により発生させた一の環境上の緊急事態について負担する負担金等の額の総額は、議定書附属書VI第九条1に規定する最高限度額を限度とする。ただし、当該主宰者が故意により、又は環境上の緊急事態が生ずるおそれがあることを認識しながらした無謀な行為により当該環境上の緊急事態を発生させたときは、この限りでない。

(連帯責任)

第二十条の十一 二以上の主宰者の南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合には、各主宰者は、これによつて生じた費用の負担について、連帯してその責任を負う。ただし、主宰者の一部が、当該環境上の緊急事態の一部のみが当該主宰者の南極地域活動により発生したことを証明したときは、当該主宰者は当該一部についてのみ責任を負う。

(新設)

(新設)

(新設)

第五章 雑則

(適用除外等)

第二十四条 (略)

2 緊急時における人の生命若しくは身体の保護のため行う行為、  
第二十条の三第三項に規定する措置として行う行為又は第二十条  
の四第二項若しくは第二十条の五第一項に規定する措置として行  
う行為その他緊急やむを得ない事由があるものとして環境省令で  
定める行為に該当する行為については、第五条第一項及び第三項  
、第十一条第七項、第十四条第一項及び第二項、第十六条並びに  
第十八条から第二十条までの規定は、適用しない。

3 (略)

4 その行う南極地域活動により環境上の緊急事態を発生させた主  
宰者が、当該環境上の緊急事態が議定書附属書VI第八条1(a)から  
(d)までに規定する事由により発生したことを証明した場合には、  
当該主宰者について、第二十条の四第四項後段、第二十条の五第  
二項、第二十条の六並びに第二十条の八第一項及び第二項の規定  
(当該主宰者が国の機関である場合にあつては、第二十条の四第  
四項後段及び第二十条の五第二項の規定)は、適用しない。

(負担金の徴収)

第二十五条 環境大臣は、第二十条の三第五項後段若しくは第二十  
条の四第四項後段又は第二十三条第三項の規定による負担金を徴  
収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、当該負  
担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しな  
ければならない。

2 環境大臣は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに  
同項の負担金を納付しないときは、期限を指定して督促しなけれ  
ばならない。

3 環境大臣は、前項の規定による督促をするときは、督促状を発

第五章 雑則

(適用除外等)

第二十四条 (略)

2 緊急時における人の生命又は身体の保護のため行う行為その他  
緊急やむを得ない事由があるものとして環境省令で定める行為に  
該当する行為については、第五条第一項及び第三項、第十一条第  
七項、第十四条第一項及び第二項、第十六条並びに第十八条から  
第二十条までの規定は、適用しない。

3 (略)

(新設)

(新設)

する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

4 環境大臣は、第二項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第六項に規定する延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分等の例により、滞納処分をすることができる。

5 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

6 環境大臣は、第二項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7 前各項の規定は、第二十条の五第二項の規定により関係行政機関の長が負担金を徴収しようとする場合について準用する。

(納付金の徴収)

第二十六条 前条第一項から第六項までの規定は、第二十条の八第一項の納付金について準用する。

第二十七条 (略)

(権限の委任)

第二十八条 環境大臣は、あらかじめ指定するその職員に、南極地域において、第十一条第五項若しくは第六項、第二十条の三第四項、第二十条の四第三項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による権限を行わせることができる。

2 (略)

第二十九条・第三十条 (略)

(新設)

第二十五条 (略)

(権限の委任)

第二十六条 環境大臣は、あらかじめ指定するその職員に、南極地域において、第十一条第五項若しくは第六項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による権限を行わせることができる。

2 (略)

第二十七条・第二十八条 (略)

第六章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条、第十四条第一項若しくは第二項（第三号を除く。）
- 二 第十六条の規定に違反する行為（南極地域の海域における船舶及び航空機から当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域にある船舶における廃棄物の焼却を除く。）をしたとき。
- 三 第十九条の規定に違反したとき。
- 四 第二十条の三第四項、第二十条の四第三項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた南極地域活動（同条第二項に規定する南極地域活動を含む。）をすべきこととされている場所以外の場所に立ち入り、又は当該南極地域活動をすべきこととされている時期以外の時期に当該南極地域活動に係る場所に立ち入り、若しくは残留する行為（前条第三号に該当する行為を除く。）をしたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により確認を受けたとき。
- 三 第二十条の二の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた防止措置をとらずに当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を実施したとき。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

第六章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条、第十四条第一項若しくは第二項（第三号を除く。）
- 二 第十六条の規定に違反する行為（南極地域の海域における船舶及び航空機から当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域にある船舶における廃棄物の焼却を除く。）をした者
- 三 第十九条の規定に違反した者
- 四 第二十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた南極地域活動（同条第二項に規定する南極地域活動を含む。）をすべきこととされている場所以外の場所に立ち入り、又は当該南極地域活動をすべきこととされている時期以外の時期に当該南極地域活動に係る場所に立ち入り、若しくは残留する行為（前条第三号に該当する行為を除く。）をした者
- 二 偽りその他不正の手段により確認を受けた者  
（新設）

第三十一条 第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項

為をした者は、五十万以下の罰金に処する。

一 第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入ったとき。

二 第二十條の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第五項（第九条第六項において準用する場合を含む。

）の規定により確認に付された条件に違反したとき。

二 第十一条第七項の規定に違反したとき。

三 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十二條第一項又は第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第三十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入った者は、五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第五項（第九条第六項において準用する場合を含む。

）の規定により確認に付された条件に違反した者

二 第十一条第七項の規定に違反した者

三 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十二條第一項又は第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。